

千葉労働局発表
令和5年3月31日

報道関係者 各位

【照会先】
千葉労働局労働基準部 健康安全課
課長 工藤 仁美
副主任安全専門官 磯野 宗徳
安全専門官 加藤 護
(電話) 043-221-4312

第14次千葉労働局労働災害防止計画を策定しました

～ 2023年度から中期5か年計画が始まります ～

千葉労働局（局長：岩野 剛）は、本年3月に厚生労働省が策定した「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、管内の労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて、2023年度を初年度として5か年にわたり重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次千葉労働局労働災害防止計画」を策定しました。

第14次千葉労働局労働災害防止計画の目標と重点対策は以下のとおりです。

第14次千葉労働局労働災害防止計画の概要

1 計画期間

計画期間：2023年度から2027年度までの5か年

2 目標

- 死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。
- 死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については2022年と比較して2027年までに減少へ転じさせる。

3 重点対策

計画の実効ある推進を図るため、次の重点対策に取り組んでいく。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

（参考）第14次千葉労働局労働災害防止計画のロゴマーク



（添付1）第14次千葉労働局労働災害防止計画 本文

（添付2）第14次千葉労働局労働災害防止計画 概要